

広島県監査委員告示第一号

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県代表監査委員 佐藤 均

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程（平成十六年広島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「主任監査監」を「監査総括監」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 監査管理監

第三条第三項中「総括及び」を「総括し、及び」に改め、同条第五項中「主任監査監」を「監査総括監」に、「担当する」を「職員を指揮監督し、監査の企画調整及び審査に関する」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「総括及び」を「総括し、及び」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「総括及び」を「総括し、及び」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 監査管理監は、上司の命を受け、職員を指揮監督し、定例監査及び行政監査に関する事務を掌理する。

第四条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 健全化判断比率等の審査に関すること。

第四条第二項中「第十五号から第二十号」を「第十六号から第二十一号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。